

令和6年2月22日（木）
令和5年度指定障害福祉サー
ビス事業者等集団指導資料

虐待防止・身体拘束等の適 正化に関する研修

松本市 こども部 こども福祉課
仲林 啓

研修でお伝えすること

- 1 障害者虐待防止法の理解
- 2 障害者虐待の定義の理解
- 3 障害者虐待の発生状況について
- 4 虐待防止委員会について
- 5 身体拘束等の適正化委員会について

はじめに

- ① 障害者虐待（正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること含む）は**重大な権利侵害**
- ② 障害者福祉施設従事者等による**障害者虐待の防止等のための措置**（障害者虐待防止法第15条）
- ③ **通報**はみんなを救う

常に①の**意識**を持ち、日々の取組で②を**充実**させ、万が一虐待が発生してしまったら③の**対応**を！！

1 障害者虐待防止法の理解

目的（法第1条）

この法律は障害者に対するが虐待が障害者の尊厳を害するものであり、（中略）障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

⇒障害者虐待＝重大な権利侵害

障害者虐待の早期発見等（法第6条第2項）

障害者福祉施設、（中略）並びに障害者福祉施設従事者等（中略）は障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

⇒障害者福祉施設従事者等に求められるもの

養護者による障害者虐待に係る通報等（法第7条）

養護者による障害者虐待（中略）を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

刑法の秘密漏示罪の規定その他守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

⇒早期発見・早期対応につながる重要事項

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等（法第16条）

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかにこれを市町村に通報しなければならない。（中略）

刑法の秘密漏示罪の規定その他守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項に同じ）

をすることを妨げるものと解釈してはならない。

障害福祉施設従事者等は、第1項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

⇒通報はみんなを救う。

通報等を受けた場合の措置（法第19条）

市町村が（中略）通報（中略）を受けたときは、（中略）**障害者虐待の防止**並びに**当該障害者の保護**及び**自立の支援を図る**ため、（中略）権限を適切に行使するものとする。

⇒市町村の行う聴き取り調査や指示にご協力を。

2 障害者虐待の定義について

障害者の定義

障害者基本法第2条第1号に規定する障害者

⇒第2条第1号に規定されている障害者

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

※障害者手帳を取得していない場合も含まれる。

※18歳未満の児童も含まれる。

障害者虐待の類型と具体例(障害者福祉施設従事者等によるもの)

【身体的虐待】 (第2条第7項第1号)

障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

◇具体例◆

平手打ちをする、殴る、蹴る、ぶつかって転ばせる、入浴時熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる、介助しやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける、行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服薬させる 等

【性的虐待】 (第2条第7項第2号)

障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

◇具体例◆

性的行為を強要する、わいせつな映像や写真をみせる、本人を裸にする又はわいせつな行為をさせ映像や写真に撮る。撮影したものを他人にみせる、人前で排泄させたりオムツ交換をしたりする。又その場面を見せないための配慮をしない 等

【心理的虐待】（第2条第7項第3号）

障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

◇具体例◆

怒鳴る、罵る、侮辱的な発言・態度、本人の意思に反して呼び捨て・あだ名などで呼ぶ、障害者の意欲や自立心を低下させる行為、交換条件の提示、心理的に障害者を不当に孤立させる行為 自分の信仰している宗教に加入するよう強要する 等

【放棄・放任（ネグレクト）】（第2条第7項第4号）

障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前3号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

◇具体例◆

床ずれができるなど体位の調整や栄養管理を怠る、健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る、処方通りの服薬をさせない・副作用が生じているのに放置している・処方通りの治療食を食べさせない、必要な用具の使用を限定し、障害者の要望や行動を制限させる行為、障害者の権利や尊厳を無視した行為又はその行為の放置 等

【経済的虐待】（第2条第7項第5号）

障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること

◇具体例◆

本人所有の不動産等の財産を本人に無断で売却する、年金や預貯金を無断で使用する、年金や賃金を管理して渡さない、立場を利用して「お金を貸してほしい」と頼み、借りる、本人に無断で親族にお金を渡す・貸す 等

お示した虐待の具体例は一例です。その他にも具体例が示されているので「**障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き**」（令和5年7月 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活・発達障害者支援推進室）をご覧ください。（以下「国マニュアル」と表記します。）

3 障害者虐待の発生状況について

全国、長野県、松本市における発生状況となります。

障害者虐待の発生状況(養護者)

表2 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数

	市区町村における障害者虐待担当部署での受理件数 (障害者虐待防止センターを直営で運営している場合も含む)	市町村障害者虐待防止センターでの受理件数 (委託している場合のみ)	合計
件数	6,500	800	7,300
構成割合	89.0%	11.0%	100.0%

出典
厚生労働省HP

(注)構成割合は、市区町村で受け付けた7,300件に対するもの。

表3-1 相談・通報・届出者(複数回答)

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	施設・事業所の職員	虐待者自身	警察
件数	980	226	156	19	206	33	902	829	17	3,411
構成割合	13.4%	3.1%	2.1%	0.3%	2.8%	0.4%	12.3%	11.3%	0.2%	46.5%

	当該市区町村行政職員	介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明	合計
件数	335	113	20	258	61	7,566
構成割合	4.6%	1.5%	0.3%	3.5%	0.8%	-

(注)構成割合は、相談・通報件数7,337件に対するもの

表3-2 本人による届出の内訳

	主たる障害が身体障害の者	主たる障害が知的障害の者	主たる障害が精神障害の者	主たる障害が発達障害の者	主たる障害が難病の者	主たる障害がその他の者	主たる障害は不明の者	合計
件数	187	225	510	32	3	1	22	980
構成割合	19.1%	23.0%	52.0%	3.3%	0.3%	0.1%	2.2%	100.0%

(注)構成割合は、本人による届出件数980件に対するもの

虐待者(2,155人)

- 性別
男性(64.8%)、女性(35.2%)
- 年齢
60歳以上(38.1%)、50～59歳(25.0%)
40～49歳(17.7%)
- 続柄
父(25.1%)、母(23.1%)、夫(16.8%)
兄弟(10.9%)

虐待行為の種類(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
67.8%	3.7%	31.0%	12.4%	15.8%

市区町村職員が判断した虐待の発生要因や状況(複数回答)

家庭における被虐待者と虐待者の人間関係	42.5%
虐待者が虐待と認識していない	42.3%
虐待者の知識や情報の不足	25.6%
被虐待者の介護度や支援度の高さ	25.1%
虐待者の介護疲れ	20.7%
虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	17.3%
虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	16.6%

被虐待者(2,004人)

- 性別 男性(33.5%)、女性(66.5%)
- 年齢
50～59歳(22.5%)、40～49歳(22.0%)
20～29歳(20.4%)
- 障害種別(重複障害あり)

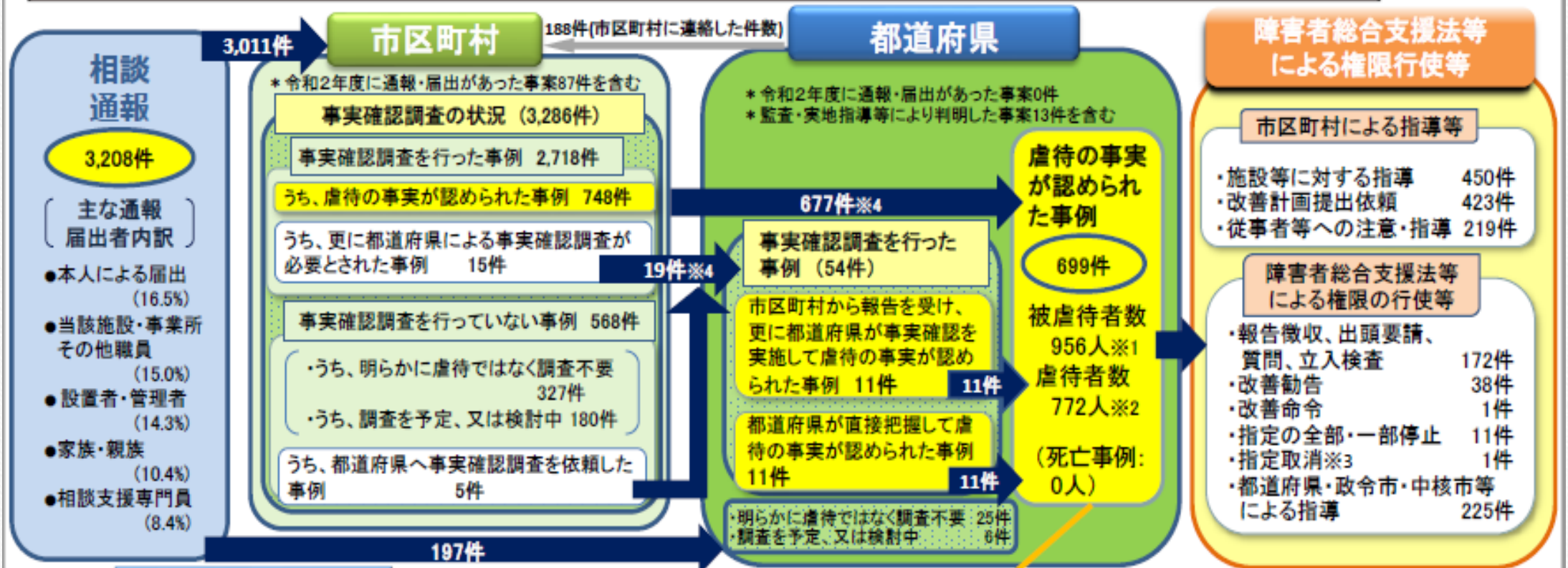
身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
18.3%	45.7%	41.7%	4.1%	3.0%

- 障害支援区分のある者 (50.1%)
- 行動障害がある者 (27.7%)
- 虐待者と同居 (86.9%)
- 世帯構成
両親(14.5%)、配偶者(13.4%)、
両親と兄弟姉妹(11.5%)、母(8.8%)

障害者虐待の発生状況(障害者施設福祉従事者等)

令和3年度 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待>

参考資料4



出典 厚生労働省HP

虐待者(772人) ※2

- 性別
男性(69.0%)、女性(31.0%)
- 年齢
60歳以上(20.5%)、40～49歳(17.0%)、
50～59歳(16.2%)
- 職種
生活支援員(37.2%)、世話人(10.5%)、
管理者(9.3%)、その他従事者(8.5%)、
サービス管理責任者(6.7%)

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因(複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	64.5%
職員のストレスや感情コントロールの問題	54.8%
倫理観や理念の欠如	50.0%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	22.0%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	24.7%

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
56.8%	15.3%	42.2%	5.4%	5.0%

障害者虐待の事実が認められた施設・事業所の種別

	件数	構成割合
障害者支援施設	146	20.9%
障害介護	18	2.6%
重度訪問介護	6	0.9%
行動援護	4	0.6%
療養介護	12	1.7%
生活介護	87	12.4%
短期入所	16	2.3%
重度障害者等包括支援	1	0.1%
自立訓練	4	0.6%
就労移行支援	7	1.0%
就労継続支援A型	33	4.7%
就労継続支援B型	83	11.9%
自立生活援助事業	2	0.3%
共同生活援助	102	14.5%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	5	0.7%
移動支援	6	0.9%
地域活動支援センター	6	0.9%
福祉ホーム	1	0.1%
児童発達支援	5	0.7%
放課後等デイサービス	98	13.8%
合計	699	100.0%

被虐待者(956人) ※1

- 性別
男性(66.4%)、女性(33.6%)
- 年齢
～19歳(18.9%)、20～29歳(17.6%)、
30～39歳(17.3%)、40～49歳(16.5%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
16.5%	72.9%	15.3%	6.1%	1.4%

- 障害支援区分のある者 (68.5%)
- 行動障害がある者 (36.2%)

- ※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の7件を除く692件が対象。
- ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった31件を除く668件が対象。
- ※3 指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。
- ※4 同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため一致しない。

令和3年度 長野県内の障害者虐待の状況

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年6月24日法律第79号)第20条の規定により公表することとされている障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況等は以下のとおり。

1 件数	13件
2 虐待の種別(重複あり)	身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放置
3 虐待があった施設等の種別	障害者支援施設(2件)、居宅介護(1件)、療養介護(1件)、生活介護(1件)、重度障害者等包括支援(1件)、就労継続支援A型(3件)就労継続支援B型(2件)、共同生活援助(1件)、放課後等デイサービス(1件)
4 虐待を行った従業員等の職種	サービス管理責任者、設置者・経営者、看護職員、生活支援員、指導員、その他従事者
5 虐待に対して採った措置	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出の指示及び改善状況の確認

養護者による障がい者虐待

区分		長野県内
相談・通報件数		72件
虐待判断件数		27件
虐待の種別 (重複あり)	身体的虐待	18件
	性的虐待	2件
	心理的虐待	6件
	放棄・放置	3件
	経済的虐待	6件

障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待

区分		長野県内
相談・通報件数		62件
虐待判断件数		13件
虐待の種別 (重複あり)	身体的虐待	4件
	性的虐待	3件
	心理的虐待	8件
	放棄・放置	1件
	経済的虐待	0件

令和4年度 松本市の障害者虐待の状況

養護者による障害者虐待件数

1 通報・相談における虐待種別

種別	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	経済的虐待	性的虐待	合計
	5	1	3	0	1	10

※虐待の種別には重複があり通報・相談件数とは一致しない。

2 通報・相談者

区分	相談支援専門員	医療機関	家族・親族 (虐待者除く)	被虐待者	虐待者	警察署	民生委員 近隣住民	地域包括支援センター	その他	合計
	3	0	0	0	0	3	0	0	2	8

※令和4年度の「その他」は行政機関等

3 確認状況

区分	虐待	虐待ではない	調査中	対応不要	合計
	2	5	0	1	8

※「対応不要」は訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認ができ「虐待ではない」と判断できたもの。

4 対応状況

区分	保護・分離	支援	経過観察 (見守り)	合計
	0	8	0	0

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待件数

1 通報・相談における虐待種別

種別	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	経済的虐待	性的虐待	合計
	5	0	7	1	0	13

※虐待の種別には重複があり通報・相談件数とは一致しない。

2 通報・相談者

区分	障害者福祉施設従事者等	医療機関	家族・親族(虐待者除く)	被虐待者	虐待者	警察署	民生委員近隣住民	地域包括支援センター	その他	合計
	1	0	1	1	0	0	0	0	5	8

※「その他」は事業所職員・支援者等

3 確認状況

区分	虐待	虐待ではない	調査中	対応不要	合計
	0	8	0	0	8

4 対応状況

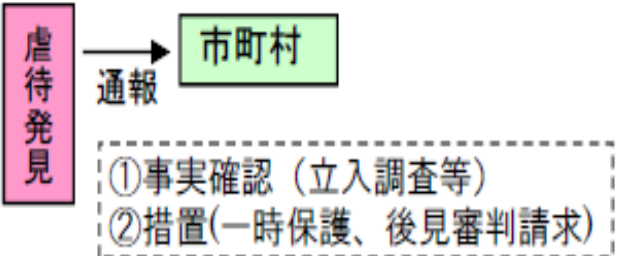
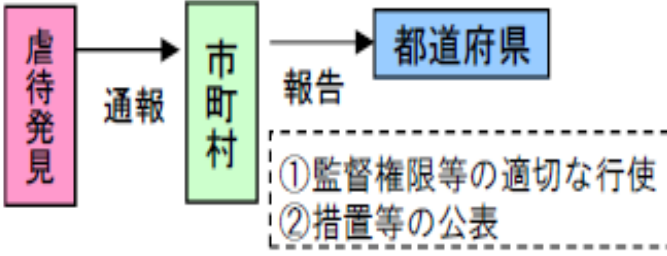
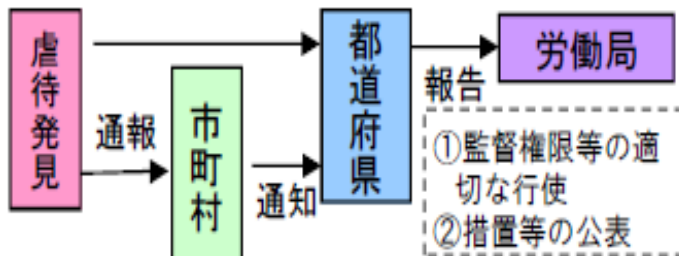
区分	保護・分離	改善	県対応	合計
	0	8	0	0

※「改善」は事業所に対して改善計画書の作成依頼実施(不適切な支援含む)

虐待防止施策

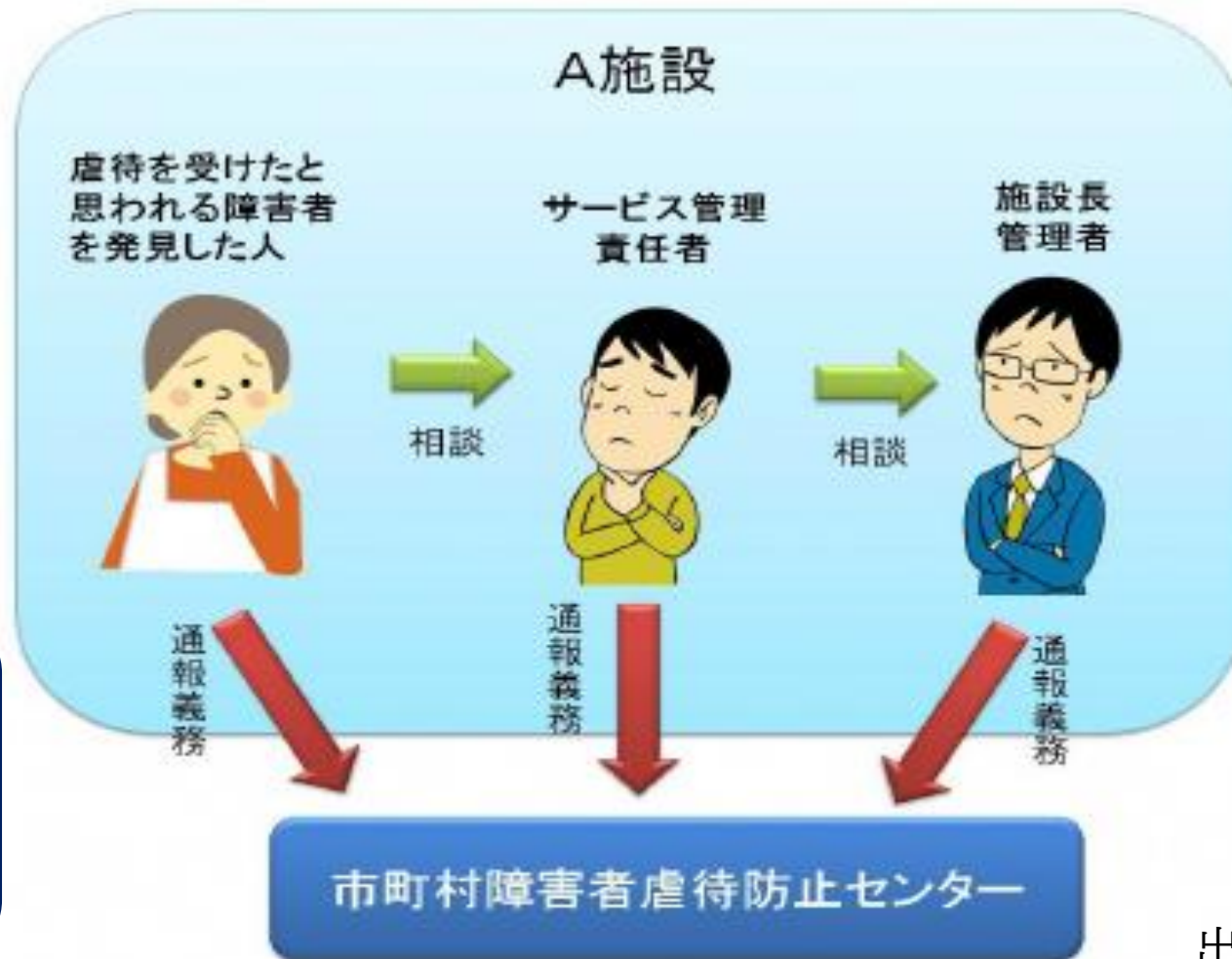
相談・通報先

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
<p>[市町村の責務] 相談等、居室確保、連携確保</p> <p>[スキーム]</p> 	<p>[設置者等の責務] 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>[スキーム]</p> 	<p>[事業主の責務] 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>[スキーム]</p> 

- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

相談・通報について



相談・通報者はだれでも構いません。

可能であれば方針を決められる方で。

4 虐待防止委員会について

令和4年度から義務化された事項のチェック

「**障害者虐待防止の更なる推進**」で義務化となった内容は？

- ① () **委員会**の設置。(法人単位での設置も可能。テレビ電話装置等を活用することも可能。)
委員会は少なくとも () 回以上開催が必要。
- ② **全ての従業者**に対して () を実施。(定期的(年1回以上)な実施が必要。従業者の新規採用時の実施も重要。)
- ③ ①や②を適切に実施するために () を設置。(サービス管理者、サービス提供責任者、児童発達支援管理責任者等が担うもの。)

障害者虐待防止の更なる推進

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

※ 令和4年度より義務化（令和3年度は努力義務）

[現 行]

- ① 従業者への研修実施（努力義務）
- ② 虐待の防止等のための責任者の設置（努力義務）

[見直し後]

- ① 従業者への研修実施（義務化）
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（義務化（新規））
- ③ 虐待の防止等のための責任者の設置（義務化）

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。

【例】

- ①協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
- ②事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
- ②委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

虐待防止委員会を軸にした組織的な取組の実施

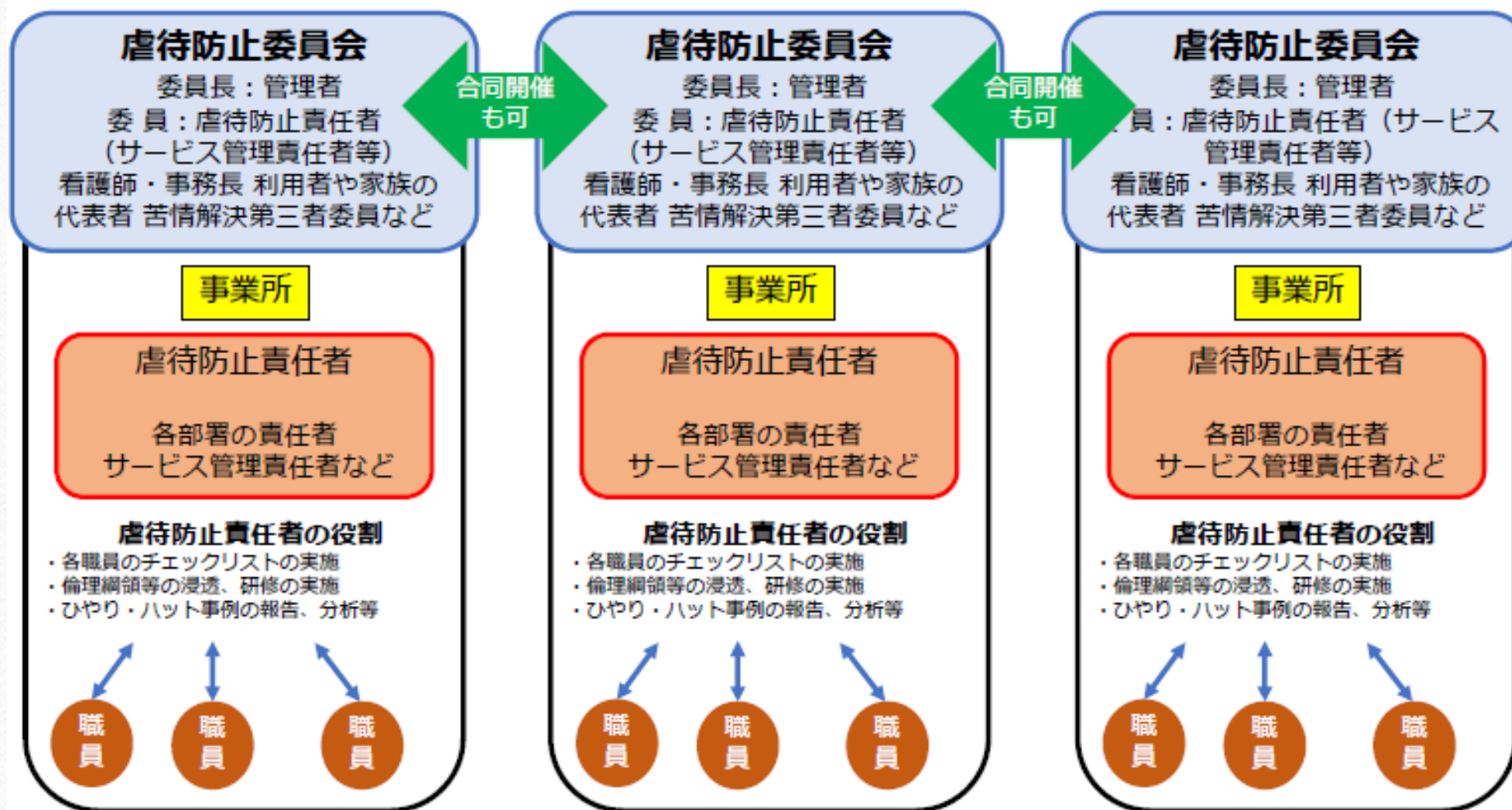
虐待防止委員会の役割

- ① 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）
- ② 虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）
- ③ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）

虐待防止委員会で対応する事項

- ① 虐待（不適切な対応事例含む）が生じた場合の報告様式の整備
- ② 虐待の発生ごとの状況等の記録と報告様式に従って報告
- ③ 虐待防止委員会にて報告事例の集計及び分析
- ④ 事例分析に当たっては、虐待の発生原因、結果等を取りまめ、当該事例の再発防止策を検討
- ⑤ 労働環境・条件を確認するための様式整備及び当該様式に従い作成された内容の集計、報告、分析
- ⑥ 報告事例及び分析結果を従業員へ周知徹底
- ⑦ 再発防止策を実施後に、その効果の検証

障害福祉サービス事業者等の虐待防止委員会設置例



出典 厚生
労働省HP

適切な虐待防止委員会議事録の作成について

議事録記載項目例

- 開催日時
 - 参加者
 - 議題
 - 議事録(議題項目ごと)
 - 参考資料
- 等

★委員会の構成職員のみで内容を把握するのではなく、
全ての職員に委員会の内容を共有してください。

効果的な研修計画の作成及び研修の実施

考えられる研修の種類	例示
①管理職を含めた職員全体を対象にした虐待防止や人権意識を高めるための研修	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な職業倫理 倫理綱領、行動指針、掲示物の周知（虐待防止の委員会で検討された内容を含めて） 障害者虐待防止法等関係法律や通知、指定基準等の理解 障害当事者や家族の思いを聞くための講演会 過去の虐待事件の事例を知る等 職場内研修用冊子の活用 https://www.mhlw.go.jp/content/000686501.pdf
②職員のメンタルヘルスのための研修	怒りの感情への対処法を身につけるための研修としての「アンガーコントロール」
③障害特性を理解し適切に支援が出来るような知識と技術を獲得するための研修	<ul style="list-style-type: none"> 障害や精神的な疾患等の正しい理解 行動障害の背景、理由を理解するアセスメントの技法 自閉症の支援手法（視覚化、構造化等） 身体拘束、行動制限の廃止 服薬調整 他の障害者福祉施設等の見学や経験交流等 コンサルテーションの導入
④事例検討	<ul style="list-style-type: none"> 障害者のニーズを汲み取るための視点の保持 個別のニーズを実現するための社会資源等の情報や知識の習得 個別支援計画というツールを活用しての一貫した支援及び支援者の役割分担等
⑤利用者や家族等を対象にした研修	<p>「わかりやすい 虐待防止法パンフレット」</p> https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000121196.pdf

出典 厚生
労働省HP

虐待防止委員会が形骸化しないため工夫

- ・ 年度始めに当該年度の重点目標（例：マニュアルやチェックリストの見直し、掲示物の作成、スローガンの募集など）を決定し、計画的な活動の実施。
- ・ PDCAサイクルの実施。
- ・ 月に1度、会議や委員会を集中的に実施する日を設ける。
- ・ チェックリストの実施・取りまとめで終わりではなく、改善策の検討（例：研修の実施、マニュアルの見直しなど）
- ・ 委員会等で取組内容を決定するときに管理者等のみで行うのではなく現場に近い職員が関与する。

- ・法人理念を常に振り返る体制を整える
- ・短時間勤務の職員にフォーカスした取組の実施
- ・研修計画をたてるときに、座学での講義だけでなくディスカッションを通じて法人内の他事業所の職員とコミュニケーションをとる。

障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた体制整備等の取組事例集（令和4年3月PwCコンサルティング合同会社）からの抜粋です。法人の取組み内容が記載されているので参考にしてください。

風通しの良い事業所運営

虐待が行われる背景として、密室の環境下で行われることと合わせて、組織の閉塞性や閉鎖性が指摘されています。

★支援に当たっての悩みや苦勞を職員が日頃から相談できる体制づくり

★職員の小さな気付きも職員が組織内でオープンに意見交換し情報共有する体制づくり

★職員個々が抱えるストレスの要因を把握し、改善につなげる体制づくり

5 身体拘束等の適正化委員会について

令和4年度から義務化された事項のチェック

「身体拘束等の適正化の推進」で義務化となった内容は？

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間等を（ ）すること（※訪問系は令和3年度、他は平成30年度から義務化済）
- ② （ ） **委員会**の設置。（第三者や専門家を活用することが望ましい。結果は従業者に周知徹底。）
- ③ **身体拘束等の適正化のための**（ ）を整備。
- ④ **従業者**に対して（ ）を実施。（定期的（年1回以上）な実施が必要。他の研修と一体的に実施することも可。）

身体拘束等の適正化の推進

- 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、**運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加**を行う。
※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
- **訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算」を創設**する。
※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

運営基準

以下、②から④の規定を追加する（訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済）。訪問系サービスについては、①から④を追加する。

②から④の規定は、令和3年4月から努力義務化し、令和4年4月から義務化する。なお、訪問系サービスにおいて追加する①については、令和3年4月から義務化する。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

減算の取扱い

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。（身体拘束廃止未実施減算5単位/日）
ただし、②から④については、令和5年4月から適用する。
なお、訪問系サービスについては、①から④の全てを令和5年4月からの適用とする。

身体拘束等の適正化

基本的な考え方

- 身体拘束は行動障害のある利用者への支援技術が十分でないことが原因の場合が多い。
- やむを得ず身体拘束をする場合でも必要性を慎重に判断し、その範囲は最小限に。
- 判断に当たっては適切な手続きで。
- 身体拘束の解消に向けての道筋を明確にして、職員全体で取り組みましょう

身体拘束の具体的な内容

- ★ 車いすやベッド等に縛り付ける (※)
- ☆ 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける
- ★ 行動を制限するために、介護衣 (つなぎ服) を着せる
- ☆ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する
- ★ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ☆ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

※肢体不自由、特に体幹機能障害がある利用者が、残存能力を活かせる、安定した着座姿勢を保持するため、関係職員が連携し姿勢保持のための工夫の結果として、ベルト類を装着して身体を固定する行為は支援に必要なものであり、身体拘束にはあたらないと考えられます。

「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」から

身体拘束等の適正化のための指針に盛り込む項目

ア	事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
イ	身体拘束適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項
ウ	身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
エ	事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
オ	身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
カ	利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
キ	その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

小規模事業所における体制整備等の効果的なポイント

カテゴリ	効果的と考えられる取組ポイント
身体拘束等を行う場合の必要事項の記録	<p>① 記録に必要な書式・様式等は、ゼロベースで作成することのみならず、本事例集に紹介されている様式や公表資料等から雛形を入手し、それをたたき台にして検討を進める</p>
身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催	<p>② 身体拘束適正化委員会は、法人単位で委員会を設置し、法人が運営や取りまとめをサポートする。 ※解釈通知の中では、「事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。」とされています。</p> <p>③ 身体拘束適正化委員会は、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営する。 ※解釈通知の中では、「虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討することも差し支えない。」としています。</p> <p>④ 既存の会議体や委員会（定期的な事業所での会議やケースカンファレンス等）の開催に併せて身体拘束適正化委員会を実施する。</p> <p>⑤ 身体拘束適正化委員会は実地での開催に限定せず、オンライン会議等を使用し、第三者が参加しやすいように工夫する。 ※第三者は、医師等の専門家のみならず、自立支援協議会を構成する他事業所等も当たると考えられる。</p>

小規模事業所における体制整備等の効果的なポイント

研修の実施

- ⑥ 身体拘束に関する研修情報を行政機関や基幹相談支援センター等から収集し、それらの機関が実施する研修機会を積極的に活用する。
- ⑦ 地域で積極的に身体拘束に関する研修を行っている大規模な事業所や法人等があれば、当該事業所が開催する合同研修に参加する。
※解釈通知では、「研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。」とされています。
- ⑧ 研修に参加できなかった職員に対しては、研修を録画し、その視聴を促したり、研修の参加者が所内で研修に参加しない職員への伝達研修を実施したりする。あるいは外部研修をもとに事業所所内で研修を実施する。

指針の整備

- ⑨ 身体拘束等の適正化のための指針等は、ゼロベースで作成することのみならず、本事例集に紹介されている様式や公表資料等から雛形を入手し、それをたたき台にして検討を進める。

障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた体制整備等の取組事例集より抜粋

ご清聴ありがとうございました。

この度の研修に参加された事業所等は、義務化されている「定期的な研修」の実施の「協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合」に該当させることができます。

該当させる場合には、①事業所等の全職員への研修資料の周知②研修の実施内容の記録を必ず行ってください。